解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

東京都大田区京浜島二丁目三番一七号

財団法人京浜勤労者福祉協会

清算人　馬場　文雄

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年二月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

静岡県富士市水戸島本町一三番二号

静岡県紙製造業厚生年金基金

代表清算人　渡邉　直

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年二月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

京都市中京区押小路通柳馬場東入橘町六四五

京都府建設業厚生年金基金

代表清算人　絹川　治

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年二月十四日福岡県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目一番一号

宇美町土地開発公社

清算人　田中　博之

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月二十五日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

北海道勇払郡安平町早来大町九五番地

安平町土地開発公社

清算人　森下　茂

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年二月十四日福島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

福島県いわき市三和町下市萱字竹ノ内一一四番地の一

清算法人三和土地改良区

代表清算人　内藤　雅亀

解散公告（第二回）

当法人は、移行期間満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十六年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

東京都中央区月島三丁目一五番九号

財団法人中央義士会

代表清算人　中島　康夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年二月二十日磐田市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

静岡県磐田市下野部四八番地

磐田市豊岡駅前土地区画整理組合

清算人代表　大隅　康正

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十六年二月三日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

高知県香美市土佐山田町一六八九番地一

清算法人新改西部土地改良区

代表清算人　山本　太郎

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年一月三十一日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

和歌山市七番丁二三番地　和歌山市役所内

和歌山市土地開発公社

清算人　上島　勲

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年一月三十一日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十一日

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山一一九〇番地　九度山町役場内

九度山町土地開発公社

清算人　松島　良和

第十二期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	六一〇
固定資産	四六
資産の部合計	六五六
負債及び純資産の部	
流動負債	八六
売上割戻引当金	二
その他	八四
負債の部合計	八六
株主資本	五七〇
資本金	一〇〇
資本剰余金	五五一
その他資本剰余金	五五一
利益剰余金	九
その他利益剰余金	九
（うち当期純利益）	（二）
純資産の部合計	五七〇
負債及び純資産の部合計	六五六

平成二十六年三月十一日

東京都墨田区文花二丁目一番三号

ゴールドウェルジャパン株式会社

代表取締役　市丸　誠男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所北海道夕張郡栗山町字湯地九一番地二〇くりのさと

被相続人　亡　金　壽萬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

事務所北海道岩見沢市一条西五丁目四番地

二ライズビル二階弁護士法人小寺・松田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野田充宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県加須市不動岡三丁目一一番地一、最後の住所埼玉県狭山市大字上赤坂四八〇番地の六

被相続人　亡　内田　彰悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

埼玉県所沢市小手指町一―一八―四パークサイド小手指B―三〇三

相続財産管理人　近藤　宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区中央四丁目三一二番地、最後の住所千葉県千葉市中央区大森町七七番地の三

被相続人　亡　杤本　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号

マーキュリー千葉六階B室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東　耕三